



6月2日～8日は「危険物安全週間」

危険物保安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（令和元年度は6月2日（日）から6月8日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、都道府県、市町村、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会とともに、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進しています。

今年度は「無事故への 構え一分の 隙も無く」を危険物安全週間推進標語として、同週間中には、全国各地で各種行事が実施されます。

令和元年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 清水 希容さん（空手 形）

実施事項

1 危険物施設における保安体制の整備促進

立入検査、消防関係行政機関と連携した消防訓練、危険物関係事業所等による安全確保に向けた体制作りや災害に備えた事前計画の作成等多様な機会を通じて、危険物施設における保安体制の整備促進につなげていきます。

2 危険物に関する知識の啓発普及

広報、ポスターやリーフレットの配布等を通じて、危険物の保安に対する意識の啓発及び危険物の取扱いに関する知識を周知します。また、有識者等による講演会、研修会等を開催し、より一層の危険物に関する知識の啓発普及を図ります。

3 危険物保安功労者の表彰

危険物の保安に関して功績のあった個人、危険物関係事業所等への表彰、感謝状の贈呈等を行います。

（消防庁実施行事）

令和元年度危険物安全大会において危険物保安功労者表彰等を行うほか、記念講演会を実施します。また、危険物施設安全推進講演会を東京、大阪の2会場で開催し、基調講演、災害防止に向けての取組及び事故事例発表等を行います。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室企画係 菊地、鈴木
TEL: 03-5253-7524